農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文目次

律(平成二十五年法律第八十一号)律(平成二十五年法律第八十一号)	二十三(豊木魚巻の書色な巻長:周印のこのと写上可能にネレギ―電気の巻電の足歯と関け、一番の後頭に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)(除則第二十二条関係)	東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)(附	促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)(附則第二十条関係)	二十 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用	律第四十八号)(附則第十九条関係)	十九 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法	十八 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)(附則第十八条関係)	十七 景観法(平成十六年法律第百十号)	十六 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)(附則第十六条関係)	十二号)(附則第十五条関係)	十五 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九	十四 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成十年法律第四十一号)(附則第十四条関係)	成五年法律第七十二号)(附則第十三条関係)	十三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平
44	43		40		38		37	36	33	32		31	29	

者年全	則第八	るもの	二十八	二十七	九年法	二十六	二十五	<u>二</u> 十 四	
金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)(兴	条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業	とされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)附	独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有す	都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成三十年法律第 号) (空	律第四十五号) (以	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十	国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号) (空	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号) (空	
(附則第二十八条関係) 52				(附則第二十七条関係) 50	(附則第二十六条関係) 49		(附則第二十五条関係) 47	(附則第二十四条関係) 46	

\bigcirc
農業経営基盤強化促進法
(昭和五十五年法律第六十五号)
(第
(第一条関係)

第五章 雑則(第二十八条—第三十四条)	第四節 委託を受けて行う農作業の実施の促進等(第二十七条) 第三節 農用地利用改善事業の実施の促進(第二十三条―第二第三款 利用権の設定等促進事業の推進(第二十一条の五) 標三款 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同第二款 農用地利用集積計画(第十八条―第二十二条)		節 農業経営基盤強化促進基本方針及び節 農業経営基盤強化促進基本方針及び節 農業経営改善計画及び青年等就農計画の十五) 農業経営改善計画及び青年等就農計画の十五) ニー条 一条	第四条) 第四条) 正 案
第五章 雑則(第二十八条—第三十四条)		七条 七条	節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経節 農業経営改善計画及び青年等就農計画等 の十五) 農業経営改善計画及び青年等就農計画等 農業経営改善計画及び青年等就農計画等 高 農業経営改善計画及び青年等就農計画等 高 農業経営改善計画及び青年等就農計画等 高 農業経営支善計画及び青年等就農計画等 高 農業経営改善計画及び青年等就農計画等 高 農業経営改善計画及び青年等就農計画等 高 農業経営改善計画及び青年等就農計画等 高	宮宝と)食ど)で食で見たらまな第一条―第四条) 現 行

六 章 則 第三 五.

附 則

定

第 几 条 0) 法 律 に お 11 て 一農用 地 等」 لح は、 次 に 掲 げ る土 地 を V > 第

う。 土 養 地畜 作 + 1の以事での 地 条 少下「農用はず悪のための下同じ。) 1 「農用地」と総称する。 業のための採草若しくは家畜の放牧同じ。)又は農地以外の土地で主りの目的。)の目的 栽 第 作 項 \mathcal{O} 規 地 定 法 に ょ 昭 ŋ 和 耕 + 作 :に該当 七 年 法 の放牧の目的に供されで主として耕作若しく目的に供される土地を当するものとみなされ 律 第 百 岩地を 九 号) ħ るはいる

農業用 施 設 \mathcal{O} 用 12 供 さ n る 土 地 第 뭉 に 掲 げ る 土 地 を 除 <

兀

中

い の 推 源 が 七 進 が 以に 定 ためられ 間管理 下 関 以する法 同 じ。 れ じ。)のほか、次に掲げる法律第二条第三項に規定れたときは、農地中間管理間管理機構は、基本方針に理機構の事業の特例) いる事業を行ったでする農地の原理事業(農地の関連事業(農地の関連の関連を関いていません。 う中地地 三 間中項 管間に 理實理定 業事す を業る

法地ての一 人所同。項第 /をいう。 が有適格法 \mathcal{O} 十二条第 じ次 「適格法人」。)に従い条第三項は 適格法 用 規 定 地 によ 等 の以 使つて設立され、R 頃第二号及び第十 よる変更の認定がな 下同農 現 物 (じ。) に対し農地売買等事業により買い海地法第二条第三項に規定する農地所有適設立され、又は資本を増加しようとする一号及び第十一条の十一第三項第三号におの販定があつたときは、その変更後の じ。地 出 資 でを行 oれ、又は次 い第十一条の に係る農業以 及 で を に を と き を と き び そ \mathcal{O} 現 善 物 計 出 画 第 資 に + 伴 るおの 条 付い適 与入格農いも第

> 第 則六 章 罰 則 五.

附

定 義

四条 この 法 律 に お 1 7 用 地 等」 とは、 次に 掲 げ る土 地 を

草農 若地農 総 総称する。) 地以外の土地に成地(耕作の1 ので目 放牧の記的に供 て対れ 目 的 作る に に供される土地作若しくは養畜の土地をいう。以 (の以事下 の以 業同 下 のじゃ。 農 ため 用 地の又 採は

略

農業用 施 設 0) 用 に 供 さ れ る 土

地

兀

2 5 4

いの事七 、 う。 推進 項 が に関する法律 定められた 定められた であられた 以に定農 下同 ľ じ。)のほか、次に掲げる事業を行うる法律第二条第三項に規定する農地中れたときは、農地中間管理事業(農地間管理機構は、基本方針に第五条第三理機構の事業の特例) う中地 中地三間中項 管間に 理管規 事 理 定 業事す を業る

に対し農也をでする農地所有適を 一項の規定による変更の認定があっ。次条第三項第二号及び第十一々の。次条第三項第二号及び第十一々の。次条第三項第二号及び第十一々の。次条第三項第二号及び第十一々の規定による変更の認定があ \mathcal{O}_{\circ} て 十二条 、 十一条の十一 、 大 、 大 と き は 資 本 二十七 適格法人をいう。一十七年法律第二百 V 入 具本を増. 'n 十一第三 た農 は、 善 用 計 加 一項第三元 地 L 画 ようと (第 等 以二下十 \mathcal{O} 現 号 更 + 物 同九 す に後 じ 号) 出 るおの 農いも第 資

は さ 株れ . る 持 主に 分又 計 画 的は 株式 に 分割 えを当該 して譲渡する事 農 地 所 有 適 業格 法 人 \mathcal{O} 組 合 員、 社 員 又

兀

略

第 兀 章 業 経

第 業 経 営営 基 事 業 0 実

飾 盤強 化 促 進

第

節

用

第

+

七

条

略

款

用 地 利 用 集 積 計

2 第 とする。 + 八 用 地 利 略 用 集 積 計 画 に お 11 て は、 次に 掲 げる事 項を定め るも

ر <u>ج</u>

的 期内 て ,る損益 第一 は借賃並 間 容 とする権利である場合にあ 可又は残存物 営の委託 土地 号に で規定する者が移転を受ける所有権の算定基準並びに決済の相手方及び 近にその \mathcal{O} 規 伊期間並び 利用目的な 焼定する者が

する者が 営基盤強化 権 画 用 0 地 0 作 設 利 設 定 用 成 定又は 集 等 记促進事 積 0 促 計 権が賃借権で、始期又はない。 画 進 業 0) 実施 で移る 施 転利 の用 時 権 高 合 に あ 、 存 類 、 存 類 、 存 0 2 第 第 一(農業経 十八条 とする。 ر <u>=</u> 農用 期 内間 容 第一 用 第 兀 地 利用集

て譲渡する事業を行い、及びな が所有適格は、、及びその 格法の 業 人の物 組 出 合員、 「 資 に 伴 社 1 員 付 見又は株式 注に計一続る持分| 画 又 的は に株 分 式 割を

し当

兀 略

章 業 経 営基 盤 強 化 促 進 事 業 0 実 施

設

営基盤 強 化 促 進 事 ·業の 実

略

新 設

新 設

積

計

画

0)

作

成)

地 利用 (略) 集 積 計 画 に お 1 7 は、 次に掲 げる事項を定め る Ł

0)

である場合にあっを受けることによ ては借賃及びる期間又は残存期 定基準及び決済の方法 4 (土地の利用目 一号に規定する () () () その いつては より取 する者が 支払の び的 農業の経営の委託者に帰属する得される使用及び収益を目的なの方法、当該利用権が農業の に を含む。)、 ||「当該利用権が賃借権であるを含む。)、始期又は移転のが設定又は移転を受ける利用 のるの用経場時権 とする る 営合に 期の種 損 益 種 の権委あ存 算利託つ続 あ存類

五 る土 対 土地の利用目的並び第一号に規定する者 価 及び その支払 0 方法 びに当該 が 移 転 を受け 所 有 権 ,る所 0) 移 転 有 権 \mathcal{O} 時 \mathcal{O} 期 移 並 転 び \mathcal{O} に後 移 に 転お のけ

対

び \mathcal{O}

に

その 用目

支払

の

相

手方及び

方法

第一

号に

土

利

的

並びに当該所有権の移転

 \mathcal{O}

時

期

並

び

に 後

移 E

転お

のけ

5

3

兀 れ <u>ر</u> <u>=</u> る当該 農用 ば す借並 年を超えないものに限る。)数人の共有に係る土地につっる権利を有する者の全ての 権、 び 前 に ら地 項 土地 当 利用 第二号に な 使 土地について所有権を有する者の同意については、 ないものに限る。)の設定又は移転をする場合に 力共有に係る土地について利用権(その存続期間が で有する者の全ての同意が得られていること。た 人用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目 のでは、地上権、永小作権、質権 のに、同項第一号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定す 人用貸借 該 集 積 計 画 は、 次 (C 掲 げ る 要 件 に 該 当 す る ŧ は、 一合に でを目 負権、 0 意が当お が二 す で が 当 お 二 だ 的 得 該 け 十 し と á な け 3

地

について二分の一を超える共

有

持

分

を有

する

者

0)

同

れ

て

11

足りる。

4

有 同 意手 者 不 続 明 0 農 用 特 例 地 等 に 係 る農 用 地 利 用 集 積 計 画

確 知 共 有 者 0 探索の 要請

る者 間 書 第 が を確 間 地 、 う。 + 条 る 等 規 項 管 ŧ ことが のニ 年を 条 理 知 定 第 \mathcal{O} す す (T) 機 以 号に規定する土地 ** \ ることができない る土地であ 構 超 が 兀 て共有持分を有する者であ えない で 下 あるときは、 に が 同 おい 受けることを内容とするも きる。 意 「不確 市 賃借権又は 7 町 村の長 同 知 0 ľ 共有者」 てその二分 農業委員 は、 ŧ \mathcal{O} うちに、 を \mathcal{O} 使 と 定 用 農 (以 会に 貸借に、 V \mathcal{O} \Diamond 用 う。 る 下 地 0 対 以 同 場 利 条第 よる て 共 上 合 0 Ļ 用 有 \mathcal{O} に に \mathcal{O} 確 集 探 共 お 限 権 知 当 者 積 る。 索を することが 該 不 有 項 利 11 計 共 明 持 第 0 7 画 行うよう (有者不 農用 四 分を有す 次条及び 設 定を農 一号ただ 地 で明等

2

委

員

会

は

前

項

0

規

然定に

よる要請

を受け

た 場

合に

は

相

5

れ ば農な用 ならない、地利用售 集 積 計 画 は 次 E 掲 げ る要 4 に 該当 す る ŧ 0 で な

け

ر <u>ج</u>

と。を目権、 ぶ得お方お方お方お方お方お方お方お方お方お方おうお だりと る 賃 者

4

り、不確知共有者の探索を行うものとする。な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法によ

(共有者不明農用地等に係る公示)

第 する。 きは、 三 十 とする農用地利用集積計画及び次に掲げる事項を公示するもの つて知れているものの全ての同意を得て、 一分の一 る要請 当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であ 条 以上の共有持分を有する者を確知することができないと の三 に係る探索を行つてもなお共有者不明農用 同意市町 村の 農業委員会は、 同意市町村の定めよう 前 条第 地等について 項 0 規 定に

一 共有者不明農用地等の所在、地番、地目及び面積

- る者を確知することができない旨工業有者不明農用地等について二分の一以上の共有持分を有す
- 権利の設定を受ける旨ところによつて農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による三、共有者不明農用地等について、農用地利用集積計画の定める
- Ŧī. 農業委員会に申し出て、 産省令で定めるところにより、 る事項について異議を述べ 不確知共有者は、 公示 農用地利用集積計画 0 ることができる旨 日から起算して六月 その権原を証 又は する書 以 前二号に掲げ 内 に、 面 を添えて 農林水
- をしたものとみなす旨ときは、当該不確知共有者は農用地利用集積計画について同意、不確知共有者が前号に規定する期間内に異議を述べなかつた

个確知共有者のみなし同意)

議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積第二十一条の四一不確知共有者が前条第五号に規定する期間内に異

(新設)

新設

第二十七条 (略) (委託を受けて行う農作業の実施の仮進等)	第二十七条 (略)
	第四領 孝言を受けて行ぶ農州業の実施の仮進等
ヘガルスン	
第二十六条 (略)	第二十六条 (略)
(新設)	第三節 農用地利用改善事業の実施の促進
第二十二条(略)(利用権設定等促進事業の推進)	第二十二条 (略)
(新設)	第三款 利用権設定等促進事業の推進
(新設)	を講ずるように努めるものとする。 (情報提供等) (情報提供等) (情報提供等) を講ずるように努めるものとする。 を講ずるように努めるものとする。 を講ずるように努めるものとする。

\subset)
農地沒	長也上
(昭利二十七年沒有)	_
有第二百	当 一 一
- 十 ナ チ ン	ーーしまが
(第一	(当)
一条関係)	して目に

0	0	/±/x;	п	
2 (略) 第七条 (略) る買収) (農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなつた場合におけ	2~7 (略)	。 る場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでないを受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当す合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権第三条 農地又は採草放牧地の権利移動の制限)	目次 目次 目次 目次 目次 目次 目次 目次	改正案
2 (略) 第七条 (略) 高買収) 高買収) (農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなつた場合におけて農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合におけ	2~7 (略)	。 る場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでないを受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するには、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場所を発生、関権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)	目次	現

3 とが 5 その土 **農委員** できない で定める方法に 一地の所 ただし、 会は ときは、 有者に同項各号に掲げる事項を通 相当な 前 より 項 この 0 努力が払われたと認 探索を行 規 限りでない 定による公示をし つても なおその者を確知するこ めら たとき れるも 知し は、 な でのとしては消なな 3 ときは、

4 9 (略)

価

2 + 条 略

3 供託することができる。 国は、 前 項に 規定する場合 0 ほ か、 次に 掲 げ る場 合に ŧ 対 価 を

知することができない場合方法により探索を行つてもなお対価の支払を受けるべき者を確方法により探索を行つてもなお対価の支払を受けるべき者を確 略

4

向 調

2 が二分の一を超えるときに限り、その農地の所有者等で知れていは、農業委員会は、その農地の所有者等で知れているもなおその農地の所有者等の一部を確知することができないときたと認められるものとして具名により たと認 の 権 が 前 数人の共有に係るものであつて、かつ、相当な原に基づき使用及び収益をする者がある場合に項の場合において、その農地(その農地につい 数人の共有に係るもの めら れるものとして政令で定める方法 て、 により 探索を行つてな努力が払われには、その権利にて所有権以外

らない。たい。たい。たい 農業委員 この限りでない。
「ただし、過失がなくてその者を確知することができない」ただし、過失がなくてその者を確知することができない」といい所有者に同項各号に掲げる事項を通知しなければなり、「10歳気による公示をしたときは、遅滞なく

5 9 略

対 価

2 十条 (略) 略

3 供託することができる。 国は、 前 項に規定する場 合の ほ か、 次に 掲 げ る場 合 に ŧ

対

価

(略)

過失がなくて 対 価 \mathcal{O} 支払を受けるべ き者 を 確 知 す るこ

لح

が

で

きない場合

三 略

4

用 向

超える 地の所有者等の一部を確知することが)が数人の共有に係るものであつて、)が数人の共有に係るものであつて、かつ、過失がの権原に基づき使用及び収益をする者がある場合に前項の場合において、その農地(その農地につい えるときに限り、は、その農地の所 同 項の 項 の規定 場合に、 に よる利用 り、その農地の所有者等で知れているものの所有者等で知れているものの持分が二分 意向 知することができな 調 査を行うも 0) 、過失がなくてその農る場合には、その権利地について所有権以外 とする。 いときは、 農業 対

3

農業委員

会は、

第三十条の

規定による利

用

状

況

調

査

0)

結

果、

第

人にのと三権合つ探 場が条利 に 基 1 金づき使用R 飛第一項及び できない。 るも て所 を 行 払 有 つても 0) 有 わ 0 て二分 及び 係 権 が れい 係るものであつて、お用及び収益をする者がいて、その農地(その ときは、 権 以 あ た ず 第分五の 利) 外の るときは、 な aときは、その者にその旨を通知するものとするものであつて、かつ、その農地の所有者等で知れらのであつて、かつ、その農地について所有権以外の権原その農地(その農地について所有権以外の権原・の農地において同じ。)を確知するこの一を超える持分を有する者。第一号、第五十万の一を超える持分を有する者。第一号、第五十万の一を超える持分を有する者。第一号、第五十万の一を超える持分を有する者。第一号、第五十万の一を超える持分を有する者。第一号、第五十万の一を超える持分を有する者。第一号、第五十万の一を超える持分を有する者。第一号、第五十万元 お 認 その が 権 \otimes が数人の 原 6 原に基づき使用及びの農地の所有者等 れ 「する農 る £ . 共有に係 \mathcal{O} 地 が 及び収益を あ る場合に 7 政令 る 場合 で 定 \emptyset お る V 方 法 相 五又は場に よ当 りな

(兀

5 6

+五 地 条 中 間 業委員 理 (会は、第三十二条)

る用 る 表 項 明 0) ŧ 意 \mathcal{O} が所有に調 規 のとする。 あつたときは、 定 限る。 者等 査 による利用 に係 か 次条第 次条第 無地中間管理事業を利用する意思がある旨の ・第一項及び第四十一条第一項において同じ。 「は、第三十二条第一項又は第三十三条第一項 をは、第三十二条第一項又は第三十三条第一 第三等による協議の申入れ) 元意向調·

2 5 4

定

2 第 前項の裁定におい三十九条(略) ては、 次に掲 げる事 項 を定 \Diamond な け れ ば な 6 な

5 兀 略

> あるときは、その考及び収益をする者がのであって、かる者がのであってがある者がのであったがある。 しま有に係る場合には、その機地について 一を超える持分を有する者。第一号、第五十三条第二項において同じ。)を確知することができない とする者がある場合には、その権利)が数人の共有に係 でする者がある場合には、その機地又は権利について所有権以外の権原に基づき使用 でする者がある場合には、その農地又は権利についての者にその旨を通知するものとする。この場合におい しまるには、その農地とは権利についての者にその旨を通知するものとする。

(兀

4 5 6

第 表明があつたときけるものに限る。次条るものに限る。次条るものに限る。次条のがのでいる。次条のがのがある。次条のがのがある。 るも のとする。 は、 用意向調査を行つた場合員会は、第三十二条第一構等による協議の申入れ 地中間管理事業を利用で一項及び第四十三条第 農 (農 項及び写 最地中間 で間 地 中 間 第間管 管 行つた場合において十二条第一項又は第 管理 理 事業を利用する意思がある四十三条第一項において同管理事業の事業実施地域に 構に 対 、て、こ 第三十 その 旨 て域れ を る 同に ら条 通 で存の第一 知旨 すの

2 5 4

裁

2 前項の裁定に第三十九条 (略 お V て は、 次に 掲 げる事項 を 定 8 な け れ ば な 5

な

(兀 略

五. \mathcal{O} 支 払

3 つい いては ては 第一 申項 二十年を限度としなければならない。 請 \mathcal{O} 裁定 0 範 |囲を超えてはならず、同号に規定する存続期には、前項第一号から第三号までに掲げる事項にの相手方及び方法 間に に 0

4

削

を 確 知 す ることが でき な 11 場合 に お け る 農 地 0 利 用)

兀 +

2 、同項第四号中「借賃」とあるのは第三号までの規定中「農地中間管理は あ 償 その者にこれた つた場合について準用する。 金 第三十八条及び第三十 0 支払の」と読み替えるものとする。 項第 五号中 を」と、 を」とあるのは 「借賃の支払 「借賃の支払の相手方及び」とあるのは「補具」とあるのは「借賃に相当する補償金の額「農地中間管理権」とあるのは「利用権」とこ、第三十九条第一項及び第二項第一号からこの場合において、第三十八条第二十九条の規定は、前項の規定による申請がっ 2

3 (7 略

命 令

2

兀

十二条

3 全 和 部 か ば該措去に かに該当すると認め市町村長は、第一項 該当すると認めるときは、 の措 又は を講じないときは、 に要し な - 部 置 を講 た費用 を講ずることができる。この場合に ずべき旨及びその期限 を徴 項に規定する場合に るときは、 収する旨 自ら当該支障 相当の期限を定めて、 を、 自らその あ の除去等 までに当 5 お かじ 支障の 11 て、 め、 の措 該 支障の 、お除次当い去の 12置を講じ、 公 胃該支障の! 等各の号 て、 告 なけ 第措置い 置い 当の除号の ず n

3 ついては五年を限度ないては申請の範囲を知る。第一項の裁定は、対 五年を限度としなければならない。 囲を超えてはならず、□は、前項第一号から第□の方法 第三号までに 同号に規定する存続 掲 げる 事 期項 間に

につ

4

兀 +及 U 第 兀 十二条 除

有 者 を 知 することができな 11 場合 に お け る農 地 \mathcal{O} 利 用

四十三条

ے ک 第三号までの規定中「農 あ ŧ その者にこれを」と、第三十九条第項中「にこれを」とあるのは「で知った場合について準用する。この場 のとする。 同項第四号中「借 第三十八条及び第三十 同項第五号中 賃」 借 地中間: [賃] とあるの 九 条の とある の管理 九条第一項及び第二項 規 の場合 権」とあるの 0 場合においば、前項の 'n 「借賃に相当する補償金 は ているも 補償金」 いの て、 規 は \mathcal{O} 定 「利用な と読み替える が第 に 三十 第 あ ょ 金の額と

3 5 7

置 条命

兀

2

3 市町村長は、第一項に規定すれかに該当すると認めるときは、相に該当すると認めるときは、相に該当すると認めるときは、相間を講じないときは、自ら当措置を講じないときは、相ばならない。 3 町 略 「認めるときは、相当の期限を定めて、当な。を講ずることができる。この場合においると認めるときは、自らその支障の除去に、第一項に規定する場合において、次の4 ずべき旨及びその 収する旨 自ら当該 期限 を、 支障の除去等の措 までに当該支障 あら かじ め、 置 公 告 を講 て、 \mathcal{O} 該 等 除支障 除 の号 L じ、 第措の二置い け 等の 当の除号のず

農作物の栽培を行うべきことを勧告することができる。 等に対し、相当の期限を定めて、農作物栽培高度化施設において合には、当該農作物栽培高度化施設の用に供される土地の所有者度化施設」という。)において農作物の栽培が行われていない場度化施設」という。)において農作物の栽培が行われていない場別では、当該農作物栽培高度化施設(以下「農作物栽培高度化施設(以下「農作物栽培高度化施設(以下「農作物栽培高度化施設)の共四条、農業委員会は、前条第一項の規定による届出に係る同(新設)の土四条、農業委員会は、前条第一項の規定による届出に係る同(新設)の土四条、農業委員会は、前条第一項の規定による届出に係る同(新設)の	いものとして農林水産省令で定めるものをいう。 もののうち周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなする施設であつて農作物の栽培の効率化又は高度化を図るための前項の「農作物栽培高度化施設」とは、農作物の栽培の用に供事項は、政令で定める。 とは、農作物の栽培の用に関し必要ないものとして農林水産省令で定める。この場合において、必要な読して、この法律の規定を適用する。この場合において、必要な読して、この法律の規定を適用する。この場合において、必要な読	施設において行われる農作物の栽培を耕作に該当するものとみな、一大の他これに類するもので覆う場合における農作物栽培高度化、上、大の他これに類するもので覆う場合における農作物栽培高度化が設め底面とするために農地をコンクリーの、関係物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリーの、関係物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリーの、関係を対して、対象の、対象の、対象の、対象の、対象の、対象の、対象の、対象の、対象の、対象の	第五章 雑則	5 (略) 4・5 (略) 三 in	障の除去等の措置を命ずべき農地の所有者等を確知することものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお当該ようとする場合において、相当な努力が払われたと認められ第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命 二(略)
			第五章 雑則	(略)	。措置を命ずべき農地の所有者等を確知することができないときじようとする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命(略)

反 転 用 す Ź

2 第 五

3 措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなけ措置を講じないときは、自ら当該原状回復等の措置を講じ、回復等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該原状回復 二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定置の全部又は一部を講ずることができる。この場のいずれかに該当すると認めるときは、自らその報道府県知事等は、第一項に規定する場合にお ならない。 活置を講じ、当該 において、当該原状回復等の措置を講じ、当該原状回復等の があるにおいて、第 があるにおいて、第 3

ものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお当該原ようとする場合において、相当な努力が払われたと認められる第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命じ いとき。 復等の措置を命ずべき違反転用者等を確知することができ 項の べ

4 5

説とこ欠に掲げる事項を記録した前条の規定による農地に関する情報の五十二条の二 農業委員会は、その所(農地台帳の作成) する。 前 五 記した農地な での所掌事な 地台帳を作成するもの埋の一環として、一窓事務を的確に行うため 行うため、 の筆 との

にこれ これらの権利を有する者の氏名又は名称にいる場合にあつては、これらの権利の種気借権又はその他の使用及び収益を目的とよるの農地に地上権、永小作権、質権、使日 種類及び存締とする権利が使用貸借によ 及 び 住 所 続期設る 並 び 間定を に 借 賃びれ

> 反 転 用 に す る

第 五.

2

措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなけ措置を講じないときは、自ら当該原状回復等の措置を講じ、回復等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該原状回復 ならない。 二号に該当すると認めるときは、 置の **直の全部又は一部ないずれかに該当な** がずれかに該当な すると認 を講ずることが 第一 「及びそり明录…、 こきは、相当の期限を定めて、y ることができる。この場合におし 認めるときは、自らその原状回 いった。 お回 当い復次 て、 該 等 \mathcal{O} の各 れ当等原 ば該の状第措号

ようとする場合において、第一項の規定により原状 を命ずべき違反転用者等を確知することができないとき。 状 過失がなくて当該原状回:回復等の措置を講ずべき べきこと]復等の を 措 命 置じ

5

農地ごとに 前条の規定に まる十二条のこ する。 (地ごとに次に掲げる事項を記録した農地:1条の規定による農地に関する情報の整理・十二条の二 農業委員会は、その所掌事な農地台帳の作成) 地台帳を作成する*埋の一環として、一事務を的確に行うな _ ŧ の筆 との

略

ている場合にあっ 賃借権又はその処三 その農地に地上 にこれらの権 利 . を有 つては、これらの権利の種類及び存続期8他の使用及び収益を目的とする権利が設と上権、永小作権、質権、使用貸借による8 する者の 氏 名又は名称 及び 住 所 並 び 間定さ に 借 賃びれ

項第の四 裁 + 定 に 条 お 第 二項 1 て 定 に 8 お 5 1 て読 れた補償 4 替 金を含 え て 準 用 む する 第三 \mathcal{O} 額 + 九 条

兀 略

2

第 がの裁第 五. の所す ^る第三十九々 額 定 四 假についての口についての口を む。 えを提起 者 等を <u>)</u> 起することができない場合は、この限確知することができないことにより第九条第一項の裁定を受けた者がその裁。ただし、第四十一条第二項において 確 第 九 規 審項を 不服をその 定に 条 およ 請 でその処へいて読れて読れて読れ 項 分に いみ令書二 一条第二 一条第二 つい . T のの 用 又 項 そお不対すはにのい服価る第お 限第裁てのり五定読理 場 \equiv V 借 合 十て で五係替 賃又 み由 を九準 含条用 す う。) (一項 る場) 第

2 (

0

第

経 は五 過 れ 十対 ら訴 五価 たときは、 \mathcal{O} え 対をも 次 額 借賃又はで、そので、そので、そので、ので、< 0 限 り補増価、 でない。
「信食又は補償金の類でない。」 できる。 9 た日 日から六月~ 旅がある者 |

略

第四 四十 号 条 規定 項 12 お 11 7 読 4 替 え て 準 用 す る 第 三 +九 条 第

2 にの地て国 はを前二農、項項第 \mathcal{O} 有地同第 一号 者中項 間 第 1 等 係 て る は 農 地 地項構 中間管 \mathcal{O} 所 有 者等 理 機掲 構げ七額 を 0 条にい 又る そ は補のつて 第四 償規いの れ ぞ 金定て同 のにの項 れ + よ同の 被 額 告 条 る項訴 に 申のえ لح 第 9 す い請訴に 項て に えお る のの係にい 規同るおて 定項農いは

> 第 項第の四 裁 + 定 に お 第 二項 1 て 定 に 8 お 5 V れ 7 読み た補償金を含 替えて準 む。 用 する \mathcal{O} 第 額 三 + 九

(略)

2 5 4

立 て

の訴えを提起すること ができない。ただし、 ができない。ただし、 ができない。ただし、 ができない。ただし、 ができない。ただし、 裁第を含 五. 十三条 む。 えを提起することが) の第· (第二項に)の規定に ただし、 .知することができないことにより第.条第一項の裁定を受けた者がその裁.ただし、第四十三条第二項において 項の 裁四の 裁四の 裁四の 裁四の おいて による 買 __ 項 にお読収 できない 処 おいては、その がみ替えて準界 が合書の交付兄 が十二条第二項 一分に 場合は、 つい た者が た者が 又項 \mathcal{O} 限 五定十に ŋ 十五条に係る時 賃又 で を九準 含条用 な 一 条 第 農 えて はむ第 す がることは補償金)。 項場 一地準 項の用 金のへ

2 5

対

第 経過し、 こは五れ、十 +ら訴五価 第一条 次に 一条 次に 一条 次に たとき り補増価え で償減 金に記を請 借 賃 に係る処分のあつ請求することがで買又は補償金の類 できる。 つた日 らから六月5 ただし、 かある者

· : 略

項 第 第 四 兀 + 号に 三条 規第 定 するに 項 補 お の償い 額金 7 読 4 替 えて 潍 用 す る 第 三 + 九 条

にの地て国 の は た 、 前 有地同 者中項第 号に 1 ては農地中間管理機構又は 掲 る げる対 地 0) 三号 る借 間 は 価 所 有 管 第 三負のに 者 理 等 機 掲 構 げ 七額 を 0 又 る 条にい それ は のつて 補 第四 償規いの ぞ 定て同 金 れ のにの項 + 三条 被 額 よ同の 告 に る項訴 とす 申のえ 第 0 い請訴に 項 7 に えお る のの係 にい 規同るおて 定項農いは

3 4 略

び

第 関び号 務 必 五 ま (第六十三条 で、 が 八 農 + あ **農委員** ると認 一 号 第 並 林 臣は、この法律の目的を達成員会に対し、必要な指示をす並びに第二項各号に掲げるも 第一 8 水 るとき 産 項 大臣 十四 第二 一号、 こ こ の の か 第 5 法 法 + 第 示をすること 五. 律 律 六 るも 号、 号 に \mathcal{O} ま 規 目 第十七日 で、 定的 す を 第 る 号、 が 七 成 できる。 号 す から る 0) た 処 + 第 会 8 の特 +理 号 に及 事 第

2 る -二号及 と認 農 林 0 て同 1めるときは、この法律に規定する都道:水産大臣は、この法律の目的を達成す 長 び 0 必 第 事 務 <u></u>の な 第六 指 号 処 カコ 示 示をすることがで処理に関し、都道から第二十号まで 十三条第 項第二号、 が に掲げ で き る。 成するため 知げ 事 第 府 県 又 知 は 特に 指 事 の項第市あ

3

区 分

こととさ 六 十三条 法 以 外の 定 ものは、 託 この れ ている事 事務とす 法 地 律 地方自治法第1事務のうち、、 1治法第二条第九項第一号に規定のうち、次の各号及び次項各号に、定により都道府県又は市町村が 足する第一に掲げるもの処理する

5 十三

する場 五 規 兀 五. ら 条第 定 第 五. 第 三十条、 合を含む。)、第三十三条第一項、項まで(これらの規定を第三十三条 り項 条町 第三十一条、 第三十二条 第 第二 項、 十項 四に 同 条、 おい 条 条 第二 第 一 第 三 て 準 項 の十用か

匹 +条 第 項 0 規 定 13 ょ n 市 町 村 指 定 市 町 村 12 限

兀

0

規定により

市

町

村

が

処理

す

ることとさ

れて

十 五

第

兀

兀

0

規

定

に

より

市

町

村

が · 処理

することとさ

れ

7

1

3 4 略

び

務 Ŧī. 一要があれて出示及 (第六十 ると認 示をすることができる。けるものを除く。)の処 三条第一 林 行 8 水 るとき 産 項 大 第 臣 2二号か は、このは、このは)^{々、}の第 5 処 第 + 法 法 1律に規 理 八 五. 一号ま に号及 し、 で、 定的すを び 第 る達 農 第 + 業委員4 七号 農成 業 す から第 委 る 会にに 員た \mathcal{C} 会め 対第し二 十の特 事

| 項各号に掲げるものを『 ・必要な指示をすること ・必要な指示をすること がの長の事務(第六十三条 村の長の事務(第六十三条 がの長の事務(第六十三条 ・ この法のを『 長 に お て同 ľ 必 要な <u></u>の 指 示をすることが 処か 理 十三条第一 法律の 一に関 仏律に規定する都道 法律の目的を達成す + 関し、都道府県知恵十八号までに掲げる。 項 第二号、 できる。 が知事又は する 道 第 府 六号、 た は \mathcal{O} 知め 事特 指を ポ八号、 又は指っ 定除第 又に < . 必 市 町 要 村次 定が の項第市あ

3

区 分

第六十三条(事務のは 号法定受託事務との以外のものは、 こととさ れ この この法律の とす地 「方自治法第二条第九項第一号に規定、務のうち、次の各号及び次項各号に1.の規定により都道府県又は市町村が. たする第2処理する るも る

一 十 三

5 する場合を含 几 五. 定によ 条第 第五 , 元. 〔 第三十条、 十三 (略) 項まで(これらの り市町村が処理することとされている事項及び第三項、第三十六条並びに第四十 む。)、第三十三条第一 第三十一条、 規 定を第三十三条第二 第三十二条 項、 第 第三十 項、 + 四に 同 条、 条 お 条 第 第 11 第 T 項三 準 項 の十用か

る

するため四ヘクタールを超える農地をコンクリ 類 が するもので覆う行為に係るものを除く。 処 理 することとされている事務 (同 0 1 事 業 \vdash その 0 目 他これ供

る事務四 十四条の規定により市町村が処理することとされて

十八~二十一

2 定する第二号法定受託事務とする。のうち、次に掲げるものは、地方自この法律の規定により市町村が処 地方自治は 法第二条第九項第二号に規することとされている事務 2

兀 (略)

五. 第四 十三条第 項 0 規定により 市 町 可耐村 指 定 市 町 村 を除く。

るため が 処理 兀 することとされて ク タ ル を超える農地をコンクリ いる事務 \mathcal{O} 事 · 業 の \vdash そ 0) 目 他これ 的に供す に

第六十六条 するもので覆う行為に係るものを除く。 町 村 長 0) 命 令に · 違 反

た者は、 三十万円以下の 第 四 十二条第一 罰金に処する。 項の規定による市

> 十六~十九 略

定する第二号法定受託事務とする。のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号にこの法律の規定により市町村が処理することとされている事

規務

(略)

(新設)

第六十六条 した者 は、 三十万円以 兀 + 兀 1条第一 下 0 罰金に処する。 項の規定による 市 町 村 長 0 命 令に 違 反

 \bigcirc 業 振 興 地 域 \mathcal{O} 整 備 に 関 す る 法 律 昭 和 兀 + 兀 年 法 律 第 五. + 八 号) (第三 条

関

係

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

+五農 その地 域 の農内 地地お の区け のに発 お行 い為

改

正

案

四一にな定の策事 条 りつけ 市 \mathcal{O} 三いれ町に 実 農ら改取条用 ば て 村お施用 か 築 じ若の 況のめくの を考え < のい以指 農 土用 は 慮 0 上林增 限 下 定 よりでない ただし、 ただし、 たがし、 しの水 築 の効率的かの効率的かの 効産を形域の開 村 う。 府 لح 次県 変 の知い産 つ定以 更 事 各 号のい。 一号のい。 一号のい。 じ建発限 築 行 \smile 物為 う域す用に をそ れ 内 るのよ か しの宅 につ に市確り、 よ他地 該のあ町保 うのの 当許つ村に と工造 都 す可て 関道 す作成 , る 行 を 受 為

略

化の 施規 農 定地 に 法 ょ 第 る 届 条 第 出 に 係 項 る 同規 条 定 第 す る 為項 農 に 地 規 を 定 同 す 法 る 第 農 兀 作 + 物 栽 条 培 第 高 度 項

設

 \mathcal{O}

用

に

供

す

るため

15

行

う

行

八七六五 略略略

2 (5 +

6 するす る農 る に 5 す \mathcal{O} る係 道 で地 る府 該 当す を含 開県 あ 地 (昭 るときに、第 発 知 同 和 る 行 事 ŧ 法 為 等 十 0 第 とみ 六 限 + 匹 る。と 一十ア 年 十三 条に 法 な 条 Ì 律 L 項 はおいい て ルの 第 第 適 八 11 を 許 + あて 用 項 超 可 の規定 ら同 八 す を 号) かじ。 る し ようと 同 め、 第 法 に 地 兀 が第 ょ 法 農含ま条 第二 ŋ す 十 農 る 条 委れ第 作条 き 第 員る 第 物 土項 会 \mathcal{O} 等地に 項 栽項当 ににに規培に該 規関係定を規許 6

> 域 制

現

行

一になまるの ででは、 でで \mathcal{O} 況のめし他を農、くの な _ くの農内 い以指考 業 農 は 0) 土用に 。下定慮 上林増地地お 限 りた 市しの水築 の区け が産省令 で だ都町 効産を形域る なし、 率省い質内開 . う。 のに発 変 お行 知い産 つ定以 \mathcal{O} 更 11 にう。) の区域内を大臣が指定するところによ以下同じ。) をしめるところによりをしたが指定するのが、 (字) をしまりのでは、 (字) にんじょう (子) にんじょう (各 事 号 0 との指な 11 ず い区 う域の れ 次内にいるの確保 しの宅 か に よ他地 該のあ町保 うのの 当 許つ村に都 と工造 す作成 す 可て 可て、関道す作をは以す府る物 関 道 る 下る県者の土 行 受 為け指こ施知は新石

新

三 の 三 <u>の</u>

四三 50 七四 略略略

5 5

て「都道窓では係る問 都 道 県 略 同 が発含行 法 県 四 機十農 第 事 兀 業 ま 為 構 + . う。に 等 第 地 ア に に 項 係ルの 項 規 関 するも超 の定 \mathcal{O} るを 許 意す 規 可 見る 定 法のえ を んる世 を報道(で L ようと ょ 聴道(か府昭 あ農 る地 る な県和け機二 都 と 法 道 き第 す れ構十に 府 | | (次項 | (次項 | (次項 県 き 知) 項当 なに律 \mathcal{O} いお第はに該い八、規許 定

7~10 (略)	りでない。	の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、このほ	の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一	定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。)
7		限	項	がされていない場合は、この限りでない。

0
地方自治法
(昭和二十)
一年法律第六十七号
号) (附則第
界四条関係)

開表第一 第一号法定受託事 (略)	改
事務(第二条関係) 「略) 「の法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び第六十三条第二項各号に掲げるもの以外のものの十二条第二項を号に掲げるもの以外のも三条第二項を含む。)、第三十条、第三十一条、第三十一条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)、第三十三条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務が処理することとされている事務が処理することとされている事務が処理することとされている事務が処理することとされている事務が処理することとされている事務が処理することとされている事務が処理することとされている事務が処理することとされている事務が処理することとされている事務が処理することとされている事務が処理することとされている事務が処理することとされている事務が処理することとされている事務が処理することとされている事務が処理することとされている事務が処理することとされている事務が処理することとされている事務が必要を発展し、上欄に掲げるの意味は、上欄に掲げる。	正案
別表第一 第一号法定受託 備考 この表の下欄の用語の意 法律における用語の意 法律第二百二十九号)	現
(略) (略) 事務の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる意義及び字句の意味によるものとする。 事務のうち、次の各号及び第六十三条第二項各号に掲げるもの以外のも 一~十三(略) 十四 第三十条、第三十一条、第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、第三十条第二項から第二十三条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務が処理することとされている事務 (新設)	行

(略)		法律第二百二十九号)農地法(昭和二十七年	法律	大律における用語の意法律における用語の意
(略)	- 〜四 (略)	することとされている事務のうち、この法律の規定により市町村が処理	事務	 義及び字句の意味によるものとする。 一大七 第四十四条の規定により市町十七 第四十四条の規定により市町十八~二十一 (略) (略) (略)
				る 備 別
(略)		法律第二百二十九号)	法律	考 表 第二 (略) (略) (8) (1) (
(略)	(新設) (新設)	することとされている事務のうち、この法律の規定により市町村が処理	事 務	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

\bigcirc
農業協同組合法
(昭和二
一 十 二
一年法律第百三
一 十 二
号)
(附則第五条関係)

① ~ ② (略) 二 (略)	。第十一条の五十第一項第一号及び第三号において同じ。) (略) ② (略) ② (略) ② (略) ② (略) ② (略) ② (略) ② (略)	改正案
④ 〜 ② (略) 二 (略)	第十条 (略) (略) (略) (略) (略) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	現行

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)(附則第六条関係)		
一十四年法律第百九十五号)	当封改良污	上也女是上
一十四年法律第百九十五号)	(
(附則第六条関係)	十世年 治律 第 百 ナ 十 丑 号 /	

-第二百二十九号)の適用を妨げない。 - 第五十八条から前条までの規定は、農地法 (昭和二十lの適用)	七年法律第 (農地法の)	げない。
-地をいう。 -放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供の法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主とし	2 第 て ま こ れ る 畜 る 。 こ れ る 。 こ る 。 こ る 。 こ る 。 こ る 。 こ る 。 ろ 。 ろ 。 ろ 。 ろ 。 ろ 。 ろ 。 ろ 。 ろ 。 ろ 。	2 (略) 2 (を表) 2 (を表) 2 (を表) 2 (を表) 2 (を表) 3 (を表) 3 (を表) 3 (を表) 3 (を表) 3 (を表) 4 (を表) 4 (を表) 5 (を表) 5 (を表) 6 (を表) 6 (を表) 6 (を表) 7 (を表) 7 (を表) 7 (を表) 7 (を表) 7 (を表) 8 (を表) 8 (を表) 8 (を表) 8 (を表) 8 (を表) 9
現行		改正案

(傍線部分は改正部分)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第百六十九号)(附則第七条関係)

 \bigcirc

改正案	現行
(定義)	(定義)
第二条 この法律で「農地」とは耕作 (農地法 (昭和二十七年法律	の目的に供される土
第二百二十九号)第四十三条第一項の規定により耕作に該当する	、「農業用施設」とは農地の利用又は保全上必要な公共的施設
ものとみなされる農作物の栽培を含む。)の目的に供される土地	あつて左に掲げる
をいい、「農業用施設」とは農地の利用又は保全上必要な公共的	
施設であつて次に掲げるものをいう。	
一 かんがい排水施設	一 かんがい排水施設
二・三 (略)	二・三(略)
2 \ 8 (略)	2 (8) (略)

0
採石法
(昭和一
一十五年法律第二百九十
_
号) (附則第八
条関係)

(傍線部分は改正部分)

	koko	
2 (略) 2 (略) 2 (略)	の許可をしてはならない。 第十条 経済産業局長は、次に掲げる場合においては、前条第一項(許可の基準)	改正案
2 (略) 一 その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖 一 その土地が鉄道、 中 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1	の許可をしてはならない。 第十条 経済産業局長は、左に掲げる場合においては、前条第一項(許可の基準)	現行

 \bigcirc 業 委 員 会 等 に 関 す る 法 律 昭 和 二十六 年 法 律 第 八 + 八 (号) 附 則 第 九 条 関 係

改

正

案

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

2 を が林て水 含 項 作 む。 \mathcal{O} は産略 農 規 大臣 以 定地 下 に 法 同 ょ 都 昭昭 ľ り 道 耕 和 府 前 作 県 項 + 0 0 0 12 農規 目 該 七 当 業 的 年 す に 法 委に 律 る 供 員 ょ 1 う。 さ ŧ 第 会る れ 0 の都 数、 る と 百 を 土 4 府 基地 な + 農県 を さ 九 号) 者の とい れ Ļ う。 の交 る 農 第 数付 作 匹 及金 下 十ぴの 物 農交 同 \mathcal{O} =じ栽条地付

に業同め農 従 委 じの地 うく 採 又の \smile 草は面 のの若農積 決 運 利し 地 地(以以 営用く以以に関は外下 関係家の すの畜土農る調の地地 等別の事は で主として が放牧の目標 の状況。 情 そ的 て ををといれて、おおります。 こ若しく こ若しく 慮 L 都るく基道もは礎 て 政 令で定めるのをいる。 おける。農地等 う事農以。業地下 8 á 基 準農下た(

3

(

定

な

け

n

ば

なら

な

よの農間法業昭利 等和用農 発 林 交 律 電漁流 第の五関地 の業の七活十係法業 十性二化 のそ委 促の促 五. 進健進 化 年調の員 一号) 法整他会 全に ため 関 な関 律にのは す す 第関法 せ る展る農の 六す令そ 十るよるの区 6 法と法山 基 律調律漁盤 和の平成とのの活動を表現のでは、 びのの 項成と成活の 二れ十性促特に権次十た九化進定農限に 五再年のに農業に掲 生法た関山経属げ 年 法可律めす村営さる 能第のる地基せ事 工四定法域盤ら項 八 ネ十住律に強れを ル八等(お化た処ギ号及平け促農理)では、 電及地五農法等 に気び域年林への

現

行

定成める基準で定める基準で定める基準で定める基準で で県を畜 業委員 従 U \mathcal{O} 都は 又農 つて 採 道 で会の若農等原項 定 運利し地 し地 () 農 のの 営に 用 L 関 は外地業 な け 関係 家の 委に で 当 の 出 作 れ 員 ば 会る の都 数道 府 農県 情をに供さ 供 業へ 者の 他供作れ 考 の交 慮のさ若 る 数付 ŗ 各れ 土 L 及金 く地びの 都る て 政道もはを農交 令府の養 い地付

5 5

3

第六 れ 律 調 律 漁 盤 五 事 号項) 並 (村 整 りそい 事平の平の備 並 地 項成と成活の びの法 二れ十性促特に権(十た九化進定農限昭 員 五再年のに農業に和会 年生法た関山経属 可律めす村 さ + 営 能第のる地 基 せ 第 工四定法域 盤 ら年 \mathcal{O} 八 ネ十住律に 強れ法 区 世等及び成化健地 における が化健地 十ル八等 域 ギ号) \mathcal{O} 五農法等 電及地 次 気び域年林(の二の農間法業昭利十 に より 掲 げ る \mathcal{O} の業の七活十係 事 促の促十性 五のそ項 進健進 化年調のを に全に号の法整他処 関な関 た律にの理 め第関法す さ す発す せる展る農の六す令る 法と法山基十るに

2~4 (略)

 \bigcirc 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六号)(附則第十条関係) (傍線部分は改正部分)

第五条 (略) 2 (略) 2 (略) 3 第三条の認可の申請は、農林水産省令で定めるところにより、申請書に、入会林野整備計画書のほか次に掲げる書類を添付してしなければならない。ただし、第五号に掲げる意見書は、当該入会林野の所在する市町村が農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を要しない。 方・四 (略) 5 (略) 4 (略) (関係権利者の同意及び認可の申請) 2 (略)	改正案
第五条 (略) 2 (略) 2 (略) 3 第三条の認可の申請は、農林水産省令で定めるところにより、申請書に、入会林野整備計画書のほか次に掲げる意見書は、当該入しなければならない。ただし、第五号に掲げる意見書は、当該入た法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定に大年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村が農業委員会等に関する法律(昭和二十六四、(略) 五 入会林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地を放牧地(農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地を放牧地(農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をから。以下同じ。)である場合には、農業委員会の意見書いう。以下同じ。)である場合には、農業委員会の意見書いう。以下同じ。)である場合には、農業委員会の意見書	現行

	第			
育一頁の見Eこと) 井下に 女旨 といる といる 表に のもの といる 表に のもの のもの のもの のもの のもの のもの のもの	二条 この法律において「農地」とは、耕作 (農地法第四十三条	(定義)	改正案	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年:
也という。	第二条 この法律	(定義)		法律第五十八号)
	『において「農地」とは、		現	(附則第十一条関係)
	耕		行	
	作の目的に供される土			(傍線部分は改正部分)

2

0
市民農園整備促進法
(平成
一年法律第四十四号)
(附則第十二条
一条関係

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

3 (略) (農地法等の特例) (農地法等の特例)	2 (略) 第二条 この法律において「農地」とは 第二条 この法律において「農地」とは	改正
『可があったものとみなす。	。農作物の栽培を含む。以下同じ。)の第四十三条第一項の規定により耕作に農地」とは、耕作(農地法(昭和二十	案
3 (略) 3 (略) 3 (略) 3 (略)	2 (略) 第二条 この法律において「農地」 (定義)	現
す。 年法律第二百二十九号)第四条第一って農地を農地以外のものにする場	2」とは、耕作の目的に供される土	行

 \bigcirc (傍線部分は改正部分)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)(附則第十三条関係)

(定義等) (所有権移転等促進計画の作成等) (所有権移転等促進計画の作成等) (所有権移転等促進計画は、次に掲げる土地を除く。) (所有権移転等促進計画は、次に掲げる土地におことが適当な土地について所有権、地上権、永小作権、質権、資格、使用負債による権利又はその他の使用及で収益を目的と (所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでな 3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該第八条 (略) 第八条 (略)		
(定義等) (に当該土地について所有権、地等」とは、次に掲げる土地をいう。 (略) (の裁培を含む。以下同じ。)の関発して農林業等活性化基盤施設の用に供されるとが適当な土地 (第一号に規定する農林業等活性化基盤施設の用に供されるとが適当な土地 (第一号に掲げる土地を除く。) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (を) (略) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を	正	
この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。 2 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。)及び開発して農用地とすることが適当な土地(第一号に掲げる土地を除く。) (略) とが適当な土地(第一号に掲げる土地を除く。) (略) とが適当な土地(第一号に掲げる土地を除く。) (略) (略) (略) (略) (略) (格) (格) (格) (格) (格) (格) (格) (格) (格) (格	(定義等)	(定義等)
この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。 全第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物 条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物 を第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物 を第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物 を前項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設の用に供される とが適当な土地(第一号に掲げる土地を除く。) (略) 5 (略) 5 (略) 5 (略) 6 (略) 6 (略) 6 (略) 6 (略) 6 (略) 6 (略) 6 (略) 6 (略) 7 (略) 7 (略) 8 (略) 8 (略) 8 (略) 8 (略) 8 (略) 8 (略) 8 (略) 5 (略) 6 (略) 7 (略) 8 (略) 8 (略) 8 (略) 8 (略) 8 (略) 8 (略) 5 (略) 5 (略) 6 (略) 7 (略) 8 (略) 9 (所有権移転等促進計画は、次に掲げる土地を除く。) 8 (略) 8 (本) 9 (他) 8 (他) 9 (他) 8 (他)	条 (二条(
一 耕作(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三 一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜のない。	この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をい	この法律において「農林地等」とは、次に
一	一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作作(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十	草若しくは家畜の放敗の目的に供される土一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養
世界の主義の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される 一・二 (略) 「「「「「「「「「」」」」」」が、「「農用地」という。)及び開発して農用地とすることが適当な土地(第一号に掲げる土地を除く。) 「「「」」」」とが適当な土地(第一号に掲げる土地を除く。) 「「」」」」とが適当な土地(第一号に掲げる土地を除く。) 「」」」」」とが適当な土地(第一号に掲げる土地を除く。) 「」」」」 「」、「、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	培を含む。以下同じ。)の目的又は主として耕作若しく	という。)及び開発して農用地とすることが
土地(以下「農用地」という。)及び開発して農用地とすること。 立びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃 地びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃 地びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃 地びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、関権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的と (略) (略) (略) (本) (本) (本) (本) (本)	畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供され	
世界の大学に関係していて所有権の全ての同意が得られていること。 一・二 (略) 「所有権移転等促進計画は、次に掲げる土地を除く。」 「所有権移転等促進計画は、次に掲げる土地を除く。」 「所有権移転等促進計画は、次に掲げる土地を除く。」 「所有権移転等促進計画は、次に掲げる土地を除く。」 「所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでな 3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に所有権を使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的と 2 (略) 「所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでな 3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に所有権を使用貸借による権利又はその他の使用をでなる者 2 (略) 「所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでな 3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に所有権を使用貸借による権利又はその他の使用をでなる者 2 (略) 「中・二 (略) 「所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に関策でする者のでは、次に掲げる要件に所有権を使用貸借による権利と有する者の言が得られていること。 2 (略) 「中・二 (略) 「所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に関策であると、のでな 3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に所有権、使用貸借による権利又はその他の使用を有する者の一でで、3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に関策であるない。 2 (略)	地(以下「農用地」という。)及び開発して農用地とす	
こ・三 (略)	が適当な土地	
四 次項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設の用に供されること。	$\widehat{}$	三
る土地及び開発して農林業等活性化基盤施設の用に供されること。 さする権利を有する者の全ての同意が得られていること。 さずる権利を有する者の全ての同意が得られていること。 さずる権利を有する者の対べての同意が得られていること。 さずる権利を有する者の対べての同意が得られていること。 さずびに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃 並びに当該土地について所有権、地上権、永ければならない。 さずる権利を有する者の対べての同意が得られていること。 さずる権利を有する者の対べての同意が得られていること。 さずびに当該土地について所有権、地上権、永ければならない。 さずびに当該土地について所有権、地上権、永ければならない。 さずびに当該土地について所有権、地上権、永ければならない。 さずびに当該土地について所有権、地上権、永ければならない。 さずびに当該土地について所有権、地上権、永りに関策による権利又はその他の使用を対して関策を転等促進計画は、次に掲げる土地を除く。) これての他の使用を表する者の主がでの情報を表する者の対域を表対である。 これての他の使用を表対である。 これでは、表対では、表対では、表対では、表対では、表対では、表対では、表対では、表対	次項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設の用に供	四 次項第二号に規定する農林業等活性化基盤
大の間景が得られていること。	土地及び開発して農林業等活性化基盤施設の用に供され	る土地及び開発して農林業等活性化基盤施設
大大大学 (略) (所有権移転等促進計画の作成等) (所有権移転等促進計画の作成等) (所有権移転等促進計画の作成等) (所有権移転等促進計画の作成等) (所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでな 3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に対ればならない。 (略) (所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に対ればならない。 (略) (所有権移転等促進計画の作成等) (方有権移転等促進計画の作成等) (方有権利力はその他の使用 (方向) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	が適当な土地(第一号に掲げる土地を除	が適当な土地
(所有権移転等促進計画の作成等) (所有権移転等促進計画の作成等) (下有権移転等促進計画の作成等) (下有権移転等促進計画の作成等) (下有権移転等促進計画の作成等) (下有権移転等促進計画の作成等) (下有権移転等促進計画の作成等) (下有権移転等促進計画の作成等) (下有権移転等促進計画の作成等) (下有権移転等促進計画の作成等) (下有権移転等促進計画の作成等) (下有権移転等促進計画の作成等) (下有権移転等促進計画の作成等) (下有権移転等促進計画の作成等) (下有権移転等促進計画の作成等) (下有権移転等促進計画の作成等)		$\overline{}$
する権利を有する者の全ての同意が得られていること。 一・二(略) 一・二(略) 一・二(略) 一・二(略) 一・二(略) 一・二(略) 一・二(略) 一・二(略) 一・二(略) 一・二(略) 一・二(略) (所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでな 3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に防当するものでな 3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に所有権移転等促進計画の作成等) (所有権移転等促進計画の作成等)	5 5	5
する権利を有する者の全ての同意が得られていること。 する権利を有する者のすべての同意が得られていること。	有権移転等促進計画の作成	有権移転等促進計画の作
する権利を有する者の全ての同意が得られていること。 する権利を有する者のすべての同意が得ら、	八条(八条(
する権利を有する者の全ての同意が得られていること。 する権利を有する者のすべての同意が得ら、借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的と 借権、使用貸借による権利又はその他の使並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃 並びに当該土地について所有権、地上権、一・二 (略) ー・二 (略) ければならない。 ければならない。 ければならない。 ければならない。 ければならない。 ければならない。 ければならない。 ければならない。	$\overline{}$	$\widehat{}$
する権利を有する者の全ての同意が得られていること。 する権利を有する者のすべての同意が得ら借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的と 借権、使用貸借による権利又はその他の使並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃 並びに当該土地について所有権、地上権、前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者 三 前項第二号に規定する土地ごとに、同項・二 (略) ー・二 (略)	所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するもの	3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件
る権利を有する者の全ての同意が得られていること。 する権利を有する者のすべての同意が得ら権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的と 借権、使用貸借による権利又はその他の使びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃 並びに当該土地について所有権、地上権、前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者 三 前項第二号に規定する土地ごとに、同項二(略)	ればならない	ればならない
る権利を有する者の全ての同意が得られていること。 する権利を有する者のすべての同意が得ら権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的と 借権、使用貸借による権利又はその他の使びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃 並びに当該土地について所有権、地上権、前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者 三 前項第二号に規定する土地ごとに、同項	$\widehat{}$	(略)
る権利を有する者の全ての同意が得られていること。 する権利を有する者のすべての同意が得ら権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的と 借権、使用貸借による権利又はその他の使びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃 並びに当該土地について所有権、地上権、	項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する	三 前項第二号に規定する土地ごとに、同項
る権利を有する者の全ての同意が得られていること。 する権利を有する者のすべての同意が得ら権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的と 借権、使用貸借による権利又はその他の使	びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、	並びに当該土地について所有権、地上権、
え林利でオース 有の 全一の 同電ス名ですー しょこく ニュー・マネ 相でオース 有の ニノーの 同電ス名で	る権利を有する者の全ての司意が导っていること。権、使用貸借による権利又はその他の使用及ひ収益を目的	する権利を有する者のすべての司意が导う借権、使用貸借による権利又はその他の使

5 五四 7 口 許に土 前 可あ地か前 項略 (略) 第一 号に規定する者 ができない者に該当しないこと。地法第三条第二項の規定により同名が農用地の用に供するためのもので用地に係る同項第四号又は第五号に規定する土地の全部又は一部が農田 が、 次に 掲 げ る 要 件 を のである。 備 えて 一る定で 1 . るこ 項場すあ の合るり 4 5 7 五四 ユ・ハ (略) ・ハ (略) ・ハ (略) 前 項 略 第一 略 号に規定する者が、 な定地が用規 同和 のる土 用同地 条 第

次に !掲げる 要件 を備 え

11十七. に供第の全 項年の法 がするための名四号又は第四号又は一部 四部 の許可をすることができるためのものである場合号又は第五号に規定するスは第五号に規定するのである場合のである場合のである場合のでは一部が農用地であり て 11 るこ

き第合るり

○ 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成十年法律第四十一	十一号)(附則第十四条関係)	(傍線部分は改正部分)
改正案	現	
(優良田園住宅建設計画の認定)	(優良田園住宅建設計画の認定)	
第四条 (略)	第四条 (略)	
2~4 (略)	2~4 (略)	
5 都道府県知事は、前項の協議に応じようとする場合において、	は、	する担
該優良田園住宅建設計画に係る土	宅建設計画に係る土地に四	クター
法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第	耕作の目的に供される土地をいう。)	まれるときその
条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の	定める事由があるときは、	あらかじめ、農林水産
栽培を含む。) の目的に供される土地をいう。) が含まれるとき	大臣と協議しなければならない。	
林水産大臣と協議しなければならない。 その他農林水産省令で定める事由があるときは、あらかじめ、農		
6~8 (略)	6~8 (略)	
の促進についての配	の建設の促進についての配	慮)
は地方公共団体の長は、前条第一項の認	政機関又は地方公共団体の長	条第一項の認
受けた優良田園住宅建設計画(同条第六項の規定による変更	受けた優良田園住宅建設計画(同条第六	定による変更
定があったときは、その変更後のもの)に従って土地を認	定があったときは、その変更後のもの)	って土地を認定
良田園住宅の用に供するため農地法、都市計画法(昭和	に供するため農地法	昭和二十七年法律
年法律第百号)その他の法律の規定による許可その他の)、都市計画法(昭和四十三	法律第百号)その
- [i] (**! **) ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	と一門に注りませいと言います。 法律の規定による許可その他の処分を求	りにはまれる
よう通切な酢慮をするものとする	区でするよう	通切な 画慮をするもの
	-	

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成十四年法律第九十二号)(附則第十五条関係)

 \bigcirc

一•二 (略)	•二 (略)
一項の評可をすることかできる	許可をすることができる。 。)の規定にかかわらず、同法第四条第一項又は第五条第一項の 係る部分に限る) 又は第五条第二項(第一号に係る部分に限る
夏の FJ ここの ここぶ で こつ。 限る。)の規定にかかわらず、同法第四	ののかに見らると、ないでは、では、「あった」であると認めるときは、同法第四条第六項(第一号するものであると認めるときは、同法第四条第六項(第一号
一号に係る部分に限る。) 又は第五条第二項(第一号に係る部分件に該当するものであると認めるときは 同法第四条第六項(第	促進事業が次に掲げる要件にする権利を取得する場合にお
1. ジー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	*************************************
所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場	供されるものをいう。以下この条において同じ。)を農地若
地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地につい の目的に供されるものをいう。以下この条において同じ。) を農	主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的 のものにし、又は農地若しくは採草放牧地(農地以外の土地で、
で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の	供される土地をいう。以下この条において同じ。)を農地以
以外のものにし、又は農地若しくは採草放牧	農作物の栽培を含む。以下この条において同じ。)
的に供される土地をいう。以下この条において同じ。)を	同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみ
業計画に基づき集団移転促進事業を実施す	業計画に基づき集団移転促進事業を実施するため、農地(耕
四条第一項に規定する指定市町村を除く。)が津波避難対策緊急	に規定する指定市町村を除く。)が津波避難対策緊
第十五条 市町村(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第	第十五条 市町村(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第
(集団移転促進事業に係る農地法の特例)	(集団移転促進事業に係る農地法の特例)
現	改正案
「作者音之り言言音之	

改

正

案

部

分

者の 例 決 保 号に こであ 以保 定 な V) ずれ そ下の同 険 さ料 十つ歳た 掲 0 料れの げる者 うち て、 ľ か 者 者に に に)を有₂ そ 該 支給する。 11 は 例 . う。 し限に 兀 れ 当 変 れぞれ当該各号に宮ヨすることについて 該当し る。 更 十 する さ 五 年)である れ条 者が ただ 係 係るも ると Ļ 2 被 の項 次 とき 0 保 又 例 その 定 て 各 険 は は、このの(同日 同 8 号 者 兀 る日 項 者 \mathcal{O} + 期 \mathcal{O} がい間 規 に 第 ず 条の付 を 納限のお定 四れ 合 いに 十か算 一定 ょ に て 五. し 項に 同 る 条 たによ よる第出 第 当 ŋ す 間い そ付 申項出現し るとき 項 各号 額れ を第 た う特がた 例 決 保

う。て あ る料 百 て る 期 納六か その 者 項 間 付 とを 下 用 +で \mathcal{O} 済 九農 あ に 規 期 んる同 業に 合算 号) って農業を営む 間 達 定 民と第四 12 第二条 供 た 法 ょ L た期間 日 第 ŋ L 日十五条第三項なりの前日における てい 農 第 作 第一項に 提地 をいう。 物 一項に規定するに農地(農地はむ者でなくなく 0 い項 栽 て に 培 以下同りる保険 所 規 を 定 耕 が る 農地 は で た も す 作 仏(昭和二十七年の (昭和二十七年の)が、)が二十年の (所有を)が二十年の (所有を)が二十年の (所有を)が二十年の (明明の規定による る農 に 該 転 地 当 を含 L す 同 る 法 む ŧ 第 そ 年権年で \mathcal{O} 兀 等 シーとみ 十三 法に以に 0) 建業が 上揭保 他 な 条 第 でげ険 のい

以 令 +で以適 定 で 歳 め同す あに 達した日のる者に限っている。)の . 達 者 し がた (る。) が、 全てについ が、 第二条第一 六の 十前 五. 日 歳 に にお け六 達 のし る保 +農た 五 有 業後険歳権 、料にを し 業 付 たと を済 い営期 た たむ者等 き者 地でが ~ のな 全く

る

0)

べてに

11

て

所

有

権

し

た者

他

0

政

+

五.

達

がつ

現

行

し一者のに、な号でい、 一六十歳に達しなかった者に関げる者に掲げる者に しであっれ 以保定険 る る者 てそ 百二 そ下の同 期 険 納 さ料 料れ 間 付 十の九農 とを合 か者に ľ うち特 であ 済歳 限す十 期に間達 又) を有: 号) つて農 支給 該 いは第例 . う。 と第 当 に 算 限に れ 変 L 四付 た 日 る該当 L ぞ することに す 十加 た期 当し するに 業 兀 れ さ L 五年)であ 当該 を + 0 て れ条金 第 営 間 五前 1 な た 条第三 路各号に ただし、 た農 をいう。 か 日 が るも む 項 9 者 に るとき 2 次 の項 だお規(地) たも で **\ 0 お 保 又 なくな その 項 定 て同 け 各 険 は 以下同 は、このの(同で る保 80 号 者 兀 る日 する 者 地 項 \mathcal{O} 期 + 法っ \mathcal{O} が い間 八 険 農のたも か料限の 第四 ľ 規 ず に を 条の付 納限のお 定 れ 合 いにて 第 十か算五にし のを和の 付 り規 定 い二、所 が二十 て同 七 済 で定 し項に 11 同条 なに 号 期 条 該 たに ょ よる 七 ま間い 第 当 期 お り 令以年権年 で 等 第 す いそ 出 間 付 で下法に以に 申 る ての を 項 を さ 定同律基 と 上揭保 出項し 各 V , _ 額れ づでげ険 第 た 号 き じ第 を う特がた

にべな年限てつ以 たとき る。 につい + 歳 あに て (所 る達 者 所 L 有有が、日 権権、日 権 権 日 に六の を 基十前五日 移 転 L い歳に た場場 べてその にお け **吻合その** る 農た 保 業に、強くない。 他 供 農 \mathcal{O} 納 政 して 業 付 令 を済 で い営期 たむ間農者等 定 め

る

場

合

地でが

のな

すく

2

2

0

0

て

所 (所

有

権 有

を移 権に

た場

合

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

政 供

令

で

定

め

る

場

基

づ

11

てそ

に

て

六 務附 基の 金特則

を で 行 う も 、 当 分 \mathcal{O} لح 0 す 間 九 条 12 規 定 す る 業 務 \mathcal{O}

ほ

カコ

次

に

掲

帯使び事該 当 地 者 施 用 業 1 を 改 者 てそ その 設収のに す 目 上 正 で 2 権、 益附供 る 0) 的 前 あ して とする \mathcal{O} 取 権 帯 Ł 他 0 業者 の施 耕 た 得 \mathcal{O} 永 政 移設い 小 に لح 作 令 成 地 るも 転の 作 で 必 4 権 + 年 平四 及 (農 戦を含む。 シ買入れ及 のに限 なされ 権、 定 要 利 金 び 生法によるな へな資 め を 成年 地 める者を除く に限る。 賃 十三 法 11 地 金の貸付はなの貸付は . う。 借 月 る 第 法 農作 兀 権 年 -十二月三-その 日 以 + **多く。** 以物 下こ 金 前条 いし、並 下こ 条 他 け \mathcal{O} 給 に を 栽 第 \mathcal{O} 付 旧一 並びの培びに号を 号所がに 十農項 行 びに告に うこ 「 を 含 項 に 有所係 業 に お権 る 日者規 \mathcal{O} 有 た : おむ。 کے 農受お 規 受 い以権 に年定 て外 又 給 定 お金す のは権 等 及 て に 同 い法る ľ 及 び 同 又よ 使 使 を て に採 ごじ。養 貸 ŋ 用 び 用 有 よ草 平 養耕畜作 そ 付 及収 し成 る放 のけ にび 益 て 十被牧 及のに基収権 附一 V 三保地

略

2

六そ目地及を 当地 含 す 昭 +の的 上び \mathcal{O} 前 同 む 和は条 そ る 項 第一 す 0) ŧ 法 \mathcal{O} 施る永附 第 規 \mathcal{O} とみ 七農 項 小 帯 兀 定 及 の利作施 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 中に 項 + 年 取の権、 者 設 採 法 ょ な 及 び 得移 \mathcal{O} 草 条 年 ŋ L 律 に転賃 買 放 て入 牧 適 第二 び 基 第 を借 農 必 事 金 含権れ地用 業者 項 百 要 が そのびをい する同 三十 な 0 \mathcal{O} 同 条 資 規 給年項 九号)に関 う。 金に 金 他 売 定 の貸関所 事 規 渡 法 に 業定 し以第 ょ 付けにはする決し、一条第 第二 のす n す 農 る給 る 作 条決付業 入定、 関 定 外借項 に務 九 物 第 関を 並の受に す 項の るび使けおに 栽 項 す 行 決に 用 及い規培 に 地 る う 定農 及び 7 定 規 等 決場 を 定」 地 び 貸同 す 耕 定 と、等及 うる農 収付 じ す 作 及益 Ź とは 地 に 地該農法あ びを

> 務 金特則

第六 る業務 条 基の 0) 分 \mathcal{O} す 間 規 定 す る 業 務 0 ほ カゝ

次

に

掲

た年険 であ 益 (地上権 改者 び のいを びに告て 目 うこと。 正 で つ地 て、 的権 前 あ 農受い耕す水 った 他 政 業 者 等及て作る小令 者 成地 で定 及び同 又 権 作 年 十 法 (十法平四第 びその(じ。) は 利 権 金 んめる 法 養 を 成年 V 畜 賃 に · う。 及 者 ょ 借 附 使使 \mathcal{O} 第 び事 る 帯 を 権 施規収の表別に その 以 除 年十 日項 \(\frac{\chi}{\chi}\) 下この 金 前に 益附供 月 他 給 \mathcal{O} に 三十農 して 権帯) 付 がに 取 \mathcal{O} 旧定 得 す 有所係 に 業る る受 必 日者農 要 に年地 な 又給お金及 むれに同のは権 資 い 法 び ľ 金 及限 使 使 を T に採 さる。 用 用 有 平 \mathcal{O} \mathcal{U} よ草 を売る。)及び公子で渡以にび益 貸 L 成る放 付 て 十被牧 けいし下基収権い

2

施る永附地 る 設権小帯及昭の十前 七必を借 入牧年業 十 要 含 れ地法者 権 ょ その 及を律年及び第金び 項 な ŋ 基)他にの とす /第二号 · う。 二百 事農 金 他売 金 渡 \mathcal{O} 業 が 三十 関 者 所 以 0 L 同 有権以の下この 中付 す 給年項 九 付に け る 金に 号) 決 事規 . 関 関 九 業 定 ではおいるにおいる。 する のす 給る とあ 決に用 第一 及びて 定」 農 地び貸同 る 関を と、 等収付じ項及がけ。に \mathcal{O} す に 及益 け 地 う は 規 決 場 第 \mathcal{U} を そ目地及定 定 十の的上び す 九 そる 三 附 لح 権 地 لح す の農法 及条带

(略)

景観法
(平成十六年法律第百十号)
4律第百十号)
(附則第十七条関係
条関係

(傍線部分は改正部分)

2 (略)	2 (略)
	ることができる。 、同法第三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をす
できる。	ために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとするときは
三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることが	又は採草放牧地をいう。以下同じ。) につき当該景観整備機構の
用貸借による権利又は賃借権を設定しようとするときは、同法第	とみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。)
放牧地をいう。以下同じ。)につき当該景観整備機構のために使	四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するもの
七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地又は採草	七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地(同法第
けた者がその勧告に係る農地又は採草放牧地(農地法(昭和二十	けた者がその勧告に係る農地又は採草放牧地(農地法(昭和二十
、前条第二項の勧告に係る協議が調ったことによりその勧告を受	、前条第二項の勧告に係る協議が調ったことによりその勧告を受
定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長)は	定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長)は
に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第五項の規	に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第五項の規
り景観整備機構が指定されたときは、農業委員会(農業委員会等	り景観整備機構が指定されたときは、農業委員会(農業委員会等
第五十七条 前条第二項に規定する場合において、同項の規定によ	第五十七条 前条第二項に規定する場合において、同項の規定によ
(農地法の特例)	(農地法の特例)
現行	改正案

〇 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)(附則第十八条関係)

(傍線部分は改正部分)

6~11 (略) 一~五 (略)	6~11 (略) 「6~11 (略)
は、同意をするものとする。	をするよりにする。 項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるとればならない。この場合において、当該都道府県知事
、]だれた。のであると認めると当該事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めると名が、「ジャント	
都道府県知事の同	可を受けなければならないものに係るものに限る。) を記載しよ 利を取得するに当たり、同法第四条第一項又は第五条第一項の許
ばならないものに係るものに限る百二十九号)第四条第一項又は第	め当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするた
使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法	地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放
採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくある当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは	誘導施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を 牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。) であり、当該整備
して、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地	地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の
り、当該整備誘導施設の用に供することを目文に家畜の放牧の目的に供されるものをいる	される土地をいう。以下同じ。)又は採草放牧地(農地以る農作物の素塚を含む「以下この項において同じ」)の目
巻)こりつ采草では京香)女女)目りこせられる らつと 又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は	ら髪に勿り伐笞となる。从にこう真こらいに同じ。こう目的)第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみな
る土地が農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ	る土地が農地(耕作(農地法(昭和二十七年法律第二百二十
項(同号の誘導施設(以下「整備誘導施設」という。)の用	項(同号の誘導施設(以下「整備誘導施設」という。)の用
認定市町村は、地域再生土地利用計画に前項第一号に掲げる	認定市町村は、地域再生土地利用計画に前項第一号に掲げる
\(\)	
第十七条の十七 (略)	第十七条の十七 (略)
(地域再生土地利用計画の作成)	(地域再生土地利用計画の作成)
現	改正案

 \bigcirc (傍線部分は改正部分)農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)(附則第十九条関係)

号又は第五号に規定する土地の利用目的が農用地の用に供イ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る前項第るものであること。	五 前項第二号に規定する土地ごとに、欠に掲げる要件に該当す三・四 (略) する権利を有する者の全ての同意が得られていること。	権、使用貸借による権利又はその他の使用及びびに当該土地について所有権、地上権、永小作前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号	れ所(ダーム)が、作品では、作品では、作品では、作品では、作品では、作品では、作品では、作品では	有 [ん ん 作 格 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	(格) (以下「農用地」という。) の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される 培を含む。以下同じ。)の目的又は主として耕作若しくは 「項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物 「項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物 「農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三 法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。)	(定義) 改 正 案
号又は第五号に規定する土地の利用目的が農用地の用に供イ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る前項第るものであること。	規定する土地ごとこ、欠る者のすべての同意が得		一(略) 一(略) がればならない。 が有権移転等促進計画は、次に掲げる要(略)	有 [有 権 格 移 /	りし作法。	第二条 (格) 現 行

| 4 | 5 | 6 ロ ・ き | ハ | 当しないこと。 規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該るためのものである場合にあっては、農地法第三条第二項の

(略)

4~6 (略) 第三条第二項の規定により同条第一項法律第二百二十九号)第三条第二項の規定により同条第一項法律第二百二十九号)第三条第二項の規定により同条第一項

 \bigcirc

改 正 案	現
(総合化事業計画の認定)	(総合化事業計画の認定)
(略)	(略)
$\widehat{}$	6
水産大臣は、第三項各号に掲げる事項(同項第二号の土	水産大臣は、第三項各号に掲げる事項(同項第二号の土
地(耕作(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)	農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下この章におい
十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作	。)又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又
の栽培を含む。以下この項において同じ。)の目的に供され	畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される
地をいう。以下この章において同じ。)又は採草放牧地(農	う。以下この章において同じ。) であり、同項の施設の用に
外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は	ることを目的として、農地である当該土地を農地以外のもの
の放牧の目的に供されるものをいう。以下この章において同	、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土
あり、第三項の施設の用に供することを目的として、農	農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地につ
を農地以外のものにし、又は農地である当該土	所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに
しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地	り、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一
のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び	は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るも
とする権利を取得するに当たり、同法第四条	。)が記載されている総合化事業計画について第一項の
五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに	をしようとするときは、当該事項について、都道府県知事等
。)が記載されている総合化事業計画について第一項の認定	法第四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下この
するときは、当該事項について、都道府県知事等(同	第七条第五項において同じ。)に協議し、その同意を得な
四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下この項及	ばならない。この場合において、当該都道府県知事等は、当
七条第五項において同じ。)に協議し、その同意を得なけれ	項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、
らない。この場合において、当該都道府県知事等は、当該事	で定めるところにより、同意をするもの
掲げる要件に該当するものであると認めるときは、政令	
めるところにより、同意をするも	
一•二 (略)	一•二 (略)
8~10 (略)	8~10 (略)

○ 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)	現 行 (解則第二十一条関係) (傍線部分は改正部分)
て「畏地」とは、耕乍(畏地去(沼印二十七	この去津こおいて「農地」とは、耕作の目的5 (略)条 (略)
(略) 一号において同じ。)の目的に供される土地をいう。 するものとみなされる農作物の栽培を含む。第二十四条第法律第二百二十九号)第四十三条第一項の規定により耕作	~14 (略) いう。 お作の目的に使される土地いう。
」という。)は、地域協議会における協議を経て、当前条の認定を受けた市町村(以下この条において「)は、地域協議会における協議を経て、当定を受けた市町村(以下この条において「
係る食料供給等施設の整定を受けた復興推進計画	係る食料供給等施設の整定を受けた復興推進計画
)を作成することができる。 該当するものに限る。以下「食料供給等施設整備計画」とい)を作成することができる。 該当するものに限る。以下「食料供給等施設整備計画」とい
地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための該食料供給等施設の用に供する土地が農地又は採草放牧	農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための当該食料供給等施設の用に供する土地が農地又は採草放牧
第二項において同じ。)であり、当該食料供給等家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下こ	第二項において同じ。)であり、当該食料供給等施家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この
ものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地でに供することを目的として、農地である当該土地を農地以	ものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地でに供することを目的として、農地である当該土地を農地以
上也こつ、て所有権告しては更用及が又益を目句にする権当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため	上也こつ、て所有権告しては更用及が又益と目りにする権当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため
するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条について原本林老しくに使月及で明立を目的と	取得するに当たり、農地法(昭和二十七年法律第二百二十一世について戸本村者しくに億月万で収益を目的とする村
)を受けなければならないものに係るものであること。可(同法附則第二項第一号及び第三号に規定する許可を除	る許可を除く。) を受けなければな五条第一項の許可(同法附則第二項
	いものに係るものであること。

2~5 (略)

\bigcirc
大規模災害からの復興に関す
る法律
(平成二
る法律(平成二十五年法律第五十五号)
(附則第二十二条関係)

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

事 K 係 る \mathcal{O} 特 例

改

正

案

L 含項 水 で定めるところにより、 \mathcal{O} 施 + む。 産 ようとするときは、 ŧ 0 が (農 大臣 のに 規 木 難 定 地 場 一の同 合に な場合は、この することとなることが明ら 0) 興 により 法 特 目的 計 定 昭昭 意を得なけ は 画 被 耕作に 和二 に供される土地を 計 災 市 画 十七 当該 区 町 なければならない。ただり、会議における協議を、当該土地利用方針につ |域に 該当するも 村 ッに 地利 におれ、 等認可等 限りでな 年 法 律 用 第 て 協 いう。 方針 兀 議 とみ カゝ 百 会 がである土地 ク に が 以下同 ター + ただし、 議をするととも 沿 組 こって復 九 織 号) さ ル ľ る農 て、 地 を 会議 利 興 第 超 7 える 農 用 作 匹 1 方針 を農 に 林 + 備 る 物 おに、 水産 0 事 場 を地栽記以培 け 条 地 `る協 農林令 第 を 載外 耕 実お を

2 3 略

4 係る次に掲げる事 することができる。 記 載する場合にあって + -条第二 項 第 項四 号に (復興 ては、第四号に掲げる復興計画に第一項に担に掲げる事項には、復 だる事で 規復 興 項 す 整 る備土事 を 除 地業 利用実 を方施 記針に

地 法第四 条第 項 文は 第五 条第 項 0) 許 可 に 関 す Ź

事

項

5 五. 14 5 略) 略

5

事 業 12 係 る 可 \mathcal{O} 例

現

行

にすることとなることが明作の目的に供される土地を施した場合には計画区域に 十三 るところによ いて、 難臣 とするときは、 の同意を得なけ な場合は、 興 特 計 定 この sy, 画 被 当 に、 災 会議 該 限 市 れ 土地 当該 ŋ ば 町 っでない。 に 村 明ら 利用方針について、 をに おける協 土 等 は、 いお 地 らかである土地利用いう。以下同じ。) い利 て 用 協 議をするとともに、 匹 ただし、 方 議 分針に沿地へ ヘクター 会議に つ織てさ)を農 農 用 ル 林方水針 を 復 n お 超 7 を記 える農 産 け 地 1 農 る 省 以 備 る 林かで 載し 協 外 事 場 の地 議 ようの耕 が産定 をに 困大め 実お

2 3

4 載することができる。 を記載する場合にあ 係る次に掲げる事 第十条第二 項第 項 兀 って 一号に (復 は、 興 掲 げる 計 第四 画 に 事 一号に 第一 項 Ê 項は、 掲げる事項を除 規 復 定 興 (整備事業 < < 地 業 利の 用実 を方施記針に

(略)

りは 農地法(昭・ 和二 項 0 + 許 可 t に 年 関 法律第二百二 以する事 項 九号) 第四 条第

項

又

五. 十 (略)

5 14 略

5

 \bigcirc (附則第二十三条関係) (附則第二十三条関係) (傍線部分は改正部分)農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)

(略) 改 正 案	第三条 (定義)	改 正 案 ((定義) 改 正 案	(定義) 改 正 案	第三条(定義)
至	(定義) (定義)	(定義) (定義)	2 (略) 第三条 (略) (定義)	2 (略) 第三条 (略) (定義)	略義
長林也等」とは、欠こ掲げる土也をいう。正 案	(定義)(定義)(定義)	(定義)(定義)(定義)			林也等」とは、欠こ掲げる土也をいう。 3 この去聿こおいて「農林也等」とは、欠こ掲げる土也をいた。 (略)
一十七年法律第二百二十九号)第	一十七年法律第二百二十九号)第	一十七年法律第二百二十九号)第 一 農地 (耕作のとは、次に掲げる土地をいう。 3 この法律におい第三条 (略) 第三条 (略) 第三条 (略)	一十七年法律第二百二十九号)第 一 農地(耕作の目的に供とは、次に掲げる土地をいう。 3 この法律において「農林 第三条 (略) 第三条 (略) 現	十七年法律第二百二十九号)第 一 農地(耕作の目的に供される土とは、次に掲げる土地をいう。 3 この法律において「農林地等」と 第三条 (略) 第三条 (略) 現 現	十七年法律第二百二十九号)第 一 農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同とは、次に掲げる土地をいう。 3 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土第三条 (略) 第三条 (略)
(特において) 別じのとのとみなされるとは、「は、「は、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「	## (定義) ## (定義) ## (定義) ## (定義) ## (定義) ## (定義) ## (定義)	# 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)
て同じ。) (A とみなされる) 第 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	で同じ。)の (定義) 上地をいう。 3 この法 二十九号)第 一 農地 上地をいう。 3 この法 一 農地 一	で同じ。)の(定義)二十九号)第2 (略)二十九号)第一 農地(耕作のとみなされるとみなされるとみなされるとみなされるとみなされるとみなされるとの法律においる。	て同じ。)の で同じ。)の で同じ。)の で同じ。)の のための採草又は家畜の で同じ。)の のための採草又は家畜の のための採草又は家畜の で一農地(耕作の目的に供 第三条 (略) 第三条 (略) 第三条 (略) 第三条 (略)	(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	て同じ。)の のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいうとみなされる 採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の土地をいう。 3 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいき。 第三条 (略)
農のる 第 °	の る 第 。	(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)	(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)(定義)<td>農 (定義) 第三条 (略) 第三条 (略) 第三条 (略) 第三条 (略) 第三条 (略) 第三条 (略) 現草放牧地(農地以外の土地で、 (定義) 現草放牧地(農地以外の土地で、 ののための採草又は家畜の放牧の目 ののための採草又は家畜の放牧の目</td><td>た同じ。)及び開発して農地又は採草放牧地(以下「農用ののための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。 3 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいて、主として耕作又は養畜の、主人、の法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいて、定義)</td>	農 (定義) 第三条 (略) 第三条 (略) 第三条 (略) 第三条 (略) 第三条 (略) 第三条 (略) 現草放牧地(農地以外の土地で、 (定義) 現草放牧地(農地以外の土地で、 ののための採草又は家畜の放牧の目 ののための採草又は家畜の放牧の目	た同じ。)及び開発して農地又は採草放牧地(以下「農用ののための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。 3 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいて、主として耕作又は養畜の、主人、の法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいて、定義)
	た草農の略 義 め 放地法 ()	司 た 草 農 の 発 地 (群 に 略) ・ 略) ・ の 将 地 (群 に お り れ り れ り れ り り り り り り り り り り り り り	司ン。	(略) (略) (略) (略) で、) 及び開発して農地又は ための採草又は家畜の放牧の目 ための採草又は家畜の放牧の目 で、農地(耕作の目的に供される土 の法律において「農林地等」と の法律において「農林地等」と の法律において「農林地等」と	同じ。)及び開発して農地又は採草放牧地(以下「農用ための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)の法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいの、(略)
て	家畜の放牧の目的に供さいのに供される土地で、主として「農林地等」とは、次に「農林地等」とは、次に	世 牧 か で 、 主 と は 、 次 に 供 さ で 、 た し し て 、 た し し て 、 た し し て 、 た に し た し に た し に た し に た し に の に 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に 。 に る 。 。 る 。 。 。 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	i にとを ` 文供しい次 文さてうに	+W +v +H ° +E	農い畜°を 用うの`い
で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	現現以外の土地で、主として耕作又は 「農林地等」とは、次に掲げる土 「農林地等」とは、次に掲げる土	世又は采草孜孜也 (以下 物の目的に供されるもの 地で、主として耕作又は れる土地をいう。以下同 等」とは、次に掲げる土	うけ行され大されよで大に供されよでよでよされよ	である作以げる 以も又下る 下のは同土	

一 農地を農地以外 にするため当該農 目的とする権利な 又は第五条第一項 県知事 項を農外の取用の の許可を受けなけれ取得する行為である用地について所有権のものにし、又は農 のればならないなりで、農地法質権若しくは使用地を農用地を農用が も第用地 の四及以条び外

都道府項をの

5 \(\sum_{15} \)

(略)

五地は農 条法使用 第一項の用及び加出以外の の二収の許十益も

可七をの

- 45 -

○ 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一	号)(附則第二十四条関係) (傍線部分は改正部分)
改正案	現行
(定義)	(定義)
昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一項の規定によ第二条 この法律において「農用地」とは、農地(耕作(農地法(- される土地をハう。以下この頃におハて司じ。)及び豊地以外の 第二条 この法律において「農用地」とは、農地(耕作の目的に供
耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下	地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の
じ。) の目的に供される土地をいう。以下この項において同じ。	の目的に供されるものをいう。
- 草又は家畜の改女の目的こ共されるものをいう。 -)及び農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採	
2 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。	2 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。
一·二 (略)	一・二(略)
- 。) 三 農業用施設の用に供される土地(第一号に掲げる土地を除く	三 農業用施設の用に供される土地
3・4 (略)	3 • 4 (略)
5 この法律において「農地中間管理権」とは、農用地等について	5 この法律において「農地中間管理権」とは、農用地等について
ユュリア型後季がステークでしまって!!!	ユュリア型を挿ぶて井一って一号でって) こと章第三節で定めるところにより貸し付けること
	農地中間管理機構が取得する沙に捧じる権利をい っ
	(略)
三 農地法第四十一条第一項に規定する利用権	項に規定する利用権 三 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一

係

改

正

案

 \bigcirc

八農 戦特

て及よ六等域で特をお有定を規 ら第 共団: 下この び り年を 計の別申い権 耕 す 定 請 て の し 同 取 農 作に 項 る 法 管 す 第 画 施区請 六 業 る 同 体 律 轄 に 行 域 事 第二 委員 する農 ľ 号) 条 か 人項 定 の法 得 地 該 玉 日のそか一の たとし を含 第 5 が 12 8 当 を 地 家)を定 当該 おいて 号 5 認 す 行 所 お 会十 む。 るも を 5 部 おうと 項 及有 11 八 業 れ 認 \otimes 同 略 た第三 を改 て 置 同 か 号) 起 定を受け のび 権 事 委 る 法 特 業実 第三 第四 員 を 算 \Diamond 事 第 同 許 0) 法 別 しする 第三 して五 た区 業を とみ 取 会 又 可 な 正する法 兀 人 X 施区 をす 号に 得 項 は (農 11 +こしようと 条 五年を記たとき 市 12 域 い採な 法 地 会 が で対にあ が大にあ が大にあ が大にあ . う。 ること 草放 規年 計 条 に 域 規 係 L 人取議 得事 る部 内 7 第 ょ 定 画 定 経(平 は、 する に以牧適 に す る (会等には、 る事業) る事す が分 つ下地用いこをす 農 す あ 項 地業第 でにる場 る掲げ 成 当 \mathcal{O} 地 農法 る二該日十認 て、 のいる 地(国条所昭家第 規 等 る。 は、 う。 合 地 る 書関実 条 同 定 に等 要 又 す 施ま 八定内及 法 同有 に 和戦 はに件市は る区 で年の閣び以第 ょ 法 適 二略項 第法域 の法日総別下 n 格十特 \mathcal{O} 0 の町 か理表同条 規 農い 全 村 五律内 間律 農 七別 項の昭あ は、五国臣 定地 て て 長項 第 作 年区号 六 を法域に に法 特 を 第 物 る当十家のの頃 のに という できまる 単数 記 項 ののに 定 か第 満 第 規 和 項 0 か三地た五定二農該五戦認項のに栽わ条方し項に十地区号略定に所規培 く第お定 項 十

法

現

行

条第か人項委第す定の法第二らがに員八るめ日の一号所当お会十農らか一 、じ得規以 そ。を定下 というできる。)をいっている。)をいっている。)をいっている。)をいっている。 を 認 下この 定 八農 す める 起算し を定定る農改をめ事地 農 条 玉 とし に 家 以正する法律のた区域計画に じ。) 又は 兀 取 実 第 \equiv 業 行 可 会 お 戦特 号に て 五 って、 項 得 施 \equiv を 略例 11 いう。経探草放 うと 市条農 に て す 区 特 は町、村 る こ 係 第 業 規 年 法 草同第 うとなりに ľ 村 一委 を す る 定 放 は、つ でする事 項 員 に次に 経(平 以 る 牧 しする べただし (地をい 会等 分 が あ 地 る農 11 成 で 0 す 規 当 取 議 で業実 る二該日十認 **`**きる。 て ょ 限 場 げ て、 定 · う。 書又 る。 るは、要 地 する 条 る 事 成立る法 Lまでの法 定の法 の法 の法 の法 要 等 地 業 市は 件 年の閣び以地 に 0 地(国所昭家 つの町 第 等 国 条 農い 全村五律内間 (同有 規 には、 定 地 T て 項 項(にあ 和戦 二略十特 に 法 特 を 法 適 略項 る 当 護 当十家のの 定 満第規和 格 カュ 五定項に 二農該十地区 五戦認項の か 七別 号略定に所をお有 条 方 年区号 て及よ六等域)特をお有いびり年を計の別申い権 を法域に 第 共 除律に規 る第農 第お定 項団 法 管 画施区請ての項 < 同へ体法六業律轄に行域し同取に

 \mathcal{O} 定 その法人の法人の う ち、 人略 人 執の 以 行 業 役員 執 上 0) 者 等行 を役 が その い員 . ` う。 法 人 0) 六 地 項 法 行 第第 Š 耕 兀 号条に第 作 又 は お三 い項 畜 て第 同三 \mathcal{O} じ号に 事 に

人以

上 役

0)

者が

そ

の

法

人

 \mathcal{O}

行

う耕

作

同

法

第

四

十三

条

執 \mathcal{O}

行 業

員

等

務

執

行

を役

い員

う。等

。 (第 農

六 地

項 法

第 第

号 条

に第

い項

じ号

 \equiv

兀

お

て

同

2~8 (略)	の事業に常時従事すると認められること。	栽培を含む。次項第二号及び第六項において同じ。)又は養畜	第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の
2~8 (略)			常時従事すると認められること。

 \bigcirc (傍線部分は改正部分)民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第四十五号)(附則第二十六条関係)

第四十三条第七項中「同条第一項」を「同条」に改める。第十九条「削除」	第四十一条第七項中「同条第一項」を「同条」に改める。第十九条 削除
第十九条を	第十九条を
十六条第二項	条第二項及び第三項
い場合	い場合
二 対価の支払を受けるべき者が対価を受領することができな	二 対価の支払を受けるべき者が対価を受領することができな
える。	える。
を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加	を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加
ない場合」を「	ない場合」を「その受領を拒んだとき。」に改め、同項中第三号
合において、対価」に、「受領を拒み、又は受領することができ	合において、対価」に、「受領を拒み、又は受領することができ
第十条第三項第一号中「対価」を「対価の支払の提供をした場	第十条第三項第一号中「対価」を「対価の支払の提供をした場
を加え、「、若しくは返還の請求をし」を削る。	を加え、「、若しくは返還の請求をし」を削る。
第七条第八項中「使用貸借の解除をし、」の下に「若しくは」	第七条第八項中「使用貸借の解除をし、」の下に「若しくは」
部を次のように改正する。	部を次のように改正する。
第二百五十三条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一	第二百五十三条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一
(農地法の一部改正)	(農地法の一部改正)
現	改正案
作名音なりは1音など	

2 0 tets 0 tets		
(定義) (に義) (に義) (に義) (に表) (に表) (に表) (に表) (に表) (に表) (に表) (に表	改正案	
第二条 この法律において 第二条 この法律において 第四条 (略) 事業計画が次の各号に掲げる要件、申請都市長は、第一項(第一号に係る部がに規定する農地所有適格がで定める。)の事業に必ずは、農業委員会の決定を紹う。)の申請を発表し、農業委員会の決定を経過を経過を経過を経過を経過を経過を経過を経過を経過を経過を経過を経過を経過を	現	号) (附則第二十七条関係)
「農地」とは、耕作の目的に供される土 「農地」とは、耕作の目的に供される土 「中請都市農地」という。)について 「申請都市農地」という。)について 「申請都市農地」という。)について 「申請都市農地」という。)について 「申請を受ける農業協同組合及び農業協同組合及び農業協同組合及び農業協同組合及び農業協同組合を受けた後により農業の至すると認められる。 「一人の記定をするものであるときを受けた後において「農業経営を受けた後において「農業経営をときであっては第一号において「農業経営をときであるときであるときであるときであるときであるときであるときであるときである	行) (傍線部分は改正部分)

、農業委員会の決定を経ることを要しない。	いて単に「農業委員会を置かない市町村」という。) にあっては	
置かない市町村」という。)にあっては、農業委員会の決定を経	ない市町村(第七条第二項ただし書において単に「農業委員会を	

一~六 (略)ることを要しない。

 \bigcirc 金法(昭和四十五年法律第七十八号)(附則第二十八条関係) 法律(平成十三年法律第三十九号)附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基) 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する

2~5 (略) 一~四 (略)	号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当することをいう 「農地法第二条第一項に規定する農地(同法第四十三条第一項に規定する農地を含む。)及び採草放牧地を される農作物の栽培を含む。以下同じ。)とみなして適用するれる農作物の栽培を含む。以下同じ。)につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作に満出するものとみなして適用するが当該耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合において耕作の、ま二条第一項に規定する農地(同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなして適用する。以下同じ。)との経営移譲とは、農地等 をから第四号までに掲げる要件のいずれかに該当することをいう との廃止又は縮小が第一号又は第二号の経営移譲とは、農地等 のという。以下同じ。)とのとみなして適用する。以下同じ。)とのとのとみなして適用する。以下同じ。)とのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとの	改正案
2~5 (略) —~四 (略)	(経営移譲)	現